

## 清水町まちづくり基本条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、清水町まちづくり基本条例(平成17年清水町条例第26号。以下「基本条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めます。

(まちづくりの基本となる政策等)

第2条 基本条例において、まちづくりの基本となる計画、条例及び重要な政策(以下「政策等」という。)は、次に掲げるものとします。

- (1) 清水町総合計画の基本構想及び基本計画
- (2) 町の各行政分野の施策の基本事項を定める計画
- (3) 町政の基本事項を定めることを内容とする条例
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に町民参加を必要とする事項

(町民参加の方法)

第3条 町は、政策等のうち別表1に該当するものを実施しようとするときは、意思決定までの過程を示し、町民参加を行います。

- 2 緊急その他やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、町民参加を行わないことができます。この場合において、町民からその理由を求められたときは、その理由を当該町民に説明します。
- 3 町民参加を必要とする政策等のうち、特に重要と認められるものについては、別表2に掲げる考慮すべき事項に留意し、町民参加の方法を複数組み合わせるよう配慮します。
- 4 町民参加の対象となる政策等によって、重大な影響を受ける者がいることが明らかとなるときは、個別に意見を聴くなどの措置を講ずる場合を除き、その者が意見を表明できるような方法を行うよう配慮します。

(町の執行機関)

第4条 基本条例第7条第4項に規定する町の執行機関とは、町長部局のほか教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

(町民参加に必要な情報の公表)

第5条 町は、基本条例の主旨に基づき、町民の求めによる情報公開に留まらず、町が保有する情報を積極的に公表し、次に掲げる項目については、必ず公表します。

- (1) 第2条各号に掲げる政策等

- (2) 町民生活に重大な影響を及ぼすことが予測される新規事業に関する内容及び予算
- (3) 審議会、委員会等の開催日程、開催場所、諮問内容及び答申内容
- (4) 審議会、委員会等の要約した会議記録
- (5) 予算書、決算書及び財政に関する計画
- (6) 統計資料
- (7) 前各号のほかまちづくりに関する重要な事項

(公表の方法及び情報の適正管理)

第6条 情報の公表は、情報の種類、内容、量などを勘案し、次に掲げる方法のいずれかにより行います。

- (1) 町の広報紙への掲載
  - (2) 情報を作成した担当部局等、まちづくり情報コーナー及び清水町図書館での閲覧
  - (3) 町のホームページへの掲載
  - (4) 報道機関への情報提供
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、相当と認める方法
- 2 町は、前項各号に掲げる方法のほか、必要に応じて町民に直接説明する機会を設けます。
- 3 町は、最新の情報を公表していくため、当該情報の発生の都度、正確かつ最新のものに保つよう努めます。

(委員の公募)

第7条 基本条例第10条第1項に規定する町の審議会、委員会、審査会、調査会などの附属機関やこれらに類する組織(以下「審議会等」という。)の委員の公募に当たっては、次の事項を公表し、公募します。

- (1) 募集の目的
- (2) 対象者又は応募資格
- (3) 募集人員
- (4) 任期
- (5) 謝礼又は報酬の有無
- (6) 開催回数及び会議開催時間の予定
- (7) 問い合わせ先

(委員の公募を行わない審議会等)

第8条 次の各号のいずれかに該当する審議会等の委員の公募は、行わないものとし

ます。

- (1) 法令等で委員の資格要件が定められているもの
- (2) 特定の個人及び団体等に係る審査並びに行政処分等に関するもの
- (3) 高度な専門的知識が要求されるもの
- (4) その他委員の公募になじまないもの

(委員の選出)

第9条 公募による審議会等の委員は、次に掲げる各号により選出します。

- (1) 可能な限り他の審議会等委員との重複を避け、各界各層からの幅広い人材の登用に努めること。
- (2) 公募委員の応募動機が審議会等の設置目的にふさわしいもの
- (3) 審議会等の開催日程に参加できる者

(町民意見提出制度)

第10条 基本条例第12条に規定する町民意見提出制度(以下「制度」という。)とは、政策等を立案する過程において、その政策等の案及びその他必要な事項を公表し、これに対し町民からの意見並びに提言(以下「意見等」という。)を公募し、当該意見等を考慮して、政策等の意思決定を行うとともに、意見等に対する町の考え方を公開する一連の手続をいいます。

(制度の対象)

第11条 制度の対象となる事項は、次に掲げるとおりとします。ただし、迅速性、緊急性を要するもの又は軽微なものについては、本手続の対象としません。

- (1) 第2条に規定する政策等
- (2) 町民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例(町税の賦課徴収又は分担金、使用料若しくは手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃

(制度における案の公表)

第12条 前条により示された制度の対象となる事項を公表するときは、当該対象となる事項を立案する趣旨、目的及び背景等必要な資料(以下「参考資料」という。)を公表します。

(制度における意見等の募集)

第13条 町は、意見等の募集に関して次に掲げる事項を定め、公表します。

- (1) 政策等の案及び参考資料の入手方法

- (2) 意見等の募集期間、提出方法及び提出先
- (3) 前各号に掲げるもののほか、意見等の募集に必要な事項

(制度における意見等の募集期間、提出方法及び明示)

- 第14条 意見等を募集する期間は、原則として1月以上の期間を設けることとします。ただし、やむを得ない理由により1月以上の期間を設けることができないときは、当該期間を短縮することができます。
- 2 意見等の提出方法は、原則として書面とし、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかによることとします。また、町が必要と認める場合は、これらの方法に加えて他の方法を認めることができます。
  - 3 意見等を提出しようとする場合は、住所、氏名または団体名、電話番号を明示しなければなりません。
  - 4 町は、意見等を提出した個人の氏名又は団体の名称その他属性に関する情報の公表の有無については、意見等を募集する際にあらかじめ明示します。

(意見等の取扱い)

- 第15条 町は、提出された意見等を総合的かつ多面的に検討し、政策等について最終的な意思決定を行います。
- 2 町は、前項の意思決定を行ったときは、速やかに次の事項を公表します。ただし、清水町情報公開条例(平成12年清水町条例第2号)第9条に該当するときは、公表しないことができます。
    - (1) 提出された意見等の概要
    - (2) 提出された意見等の検討経過及び検討結果並びにその理由
    - (3) 決定した政策等の内容
  - 3 町は、意見等の公表について、次のとおり取り扱います。
    - (1) 政策等の是非のみの意見等については、公表しないことができます。
    - (2) 類似した意見等については、まとめて公表することができます。

(住民投票)

- 第16条 基本条例第13条第1項の住民投票を行うことを請求しようとする代表者は、住民投票請求書(様式第1号)に住民投票条例案を添え、町長に対し、住民投票請求代表証明書交付申請書(様式第2号)により住民投票請求代表者証明書(様式第3号)の交付を申請しなければなりません。
- 2 前項の請求に関しては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第91条第2項、第92条及び第94条から第98条の2までの規定によるものとします。
  - 3 住民投票に係る署名簿その他の様式は、別に定めます。

(清水町まちづくり基本条例審査会)

第17条 基本条例第15条の規定により設置する清水町まちづくり基本条例審査会(以下「審査会」という。)は、委員10人以内で組織します。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱します。

- (1) 地方自治に識見を有する者
- (2) 町内において活動する団体が推薦する者
- (3) 公募による者
- (4) その他町長が指名する者

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

4 審査会は、必要に応じ町民、専門家及び町職員の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料を求めることができます。

(所掌事項)

第18条 審査会は、町長の諮問に応じ、次の各号について審査し、町長に答申するものとします。

- (1) 基本条例第10条に規定する委員の公募、第12条に規定する町民意見提出制度及び第13条に規定する住民投票の実施状況に関すること。
- (2) 第5条及び第6条に規定する町民参加に必要な情報の公表の実施状況に関すること。
- (3) 基本条例の見直しに関すること。

(委員長及び副委員長)

第19条 審査会に委員長及び副委員長を置きます。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定めます。

3 委員長は、審査会を代表し、会務を総理します。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第20条 審査会の会議は、委員長が招集し、議長となります。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによります。

(庶務)

第21条 審査会の庶務は、総務課政策室において処理します。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めます。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

	町民参加を実施するもの	町民参加を義務付けないもの
1	<p>条例、規則等の規定のうち次に掲げる規定の制定又は改廃。ただし、常に町民参加の手続を行うことが困難又は不相当であるものとして右欄に定めるものを除く。</p> <p>(1) 分担金、使用料、加入金、手数料その他これらに類する料金の額、町税の税率(国民健康保険税にあっては、課税要素の額の算定方法)及び介護保険料の料率並びにそれらの減免等について定める規定</p> <p>(2) 権利の制限又は義務の付加について定める規定</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上の見地から町民がその活動を行うに当たり遵守すべき事項、果たすべき役割等について定める規定</p> <p>(4) 公の施設の利用方法について定める規定</p> <p>(5) 町政に関する情報公開及び説明責任を求める権利について定める規定</p>	<p>(1) 法令に特別の定めがあることにより、その内容の決定に関する町の裁量権が著しく制限されている規定の制定又は改廃を行う場合</p> <p>(2) 町民生活の安定その他の公益を図る上で、国又は地方公共団体における類似の事例や既に存在する事実上の標準等に準拠してその内容を決定することが、明らかに合理的と認められる規定の制定又は改廃を行う場合</p> <p>(3) その主な内容に実質的な変更が生じない規定の制定又は改廃を行う場合</p>
2	<p>町の計画(人事、財政及び町の機関内部の事務処理に関する計画を除く。)の策定、変更(右欄に定める軽微なものを除く。)又は廃止に係るもの。</p>	<p>その策定時からの状況の変化等を内容に反映するために行う定期的な計画の変更であって、既定の内容の主要な部分の変更を伴わないもの</p>
3	<p>公の施設の設計の概要の決定。ただし、常に町民参加手続を行うことが困難又は不相当であるものとして右欄に定めるものを除く。</p>	<p>町道、普通河川、町営住宅、上水道又は下水道の設計の概要を決定する場合であって、特別の事情が認められないとき</p>
4	<p>良好な環境の保全その他公益上の必要により行う行政指導の内容となるべき事項の決定又は改廃に係るもの。</p>	

5	町の区域に適用される規制（町の条例、規則等に基づくものを除く。）の設定又は改廃に際し、町の権限により行う意見の表明。ただし、町民が意見を述べる機会が別に設けられる場合を除く。	
6	その他町民の関心が高いこと、町民生活に大きな影響があること等の事情により町民参加手続を行う必要があると認められる行政活動に係るもの。	

備考 1の項第1号中の「課税要素」とは、基礎課税額に係る所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額並びに介護納付金課税額に係る所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額をいう。

別表2（第3条関係）

町民参加の方法	考慮すべき事項
審議会等	<p>(1) 次のいずれかに該当し、かつ、限定された数の町民の合議による検討の結果を聴いた上で政策等の処理方針を決定する必要があると認められる場合には、審議会等に付議することを原則とします。</p> <p>ア その政策等の処理方針を決定する上で、専門的立場からの識見、判断等が必要と認められるとき。</p> <p>イ その政策等の処理方針の決定内容について、その中立性及び客観性が特に強く求められるとき。</p> <p>ウ その政策等の対象となる事項について、町民の中に相反する利害が存在し、利害関係者の話し合いによりその調整が求められるとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、広い範囲の町民に影響が及ぶ事項について審議会等に付議する場合には、その審議会等への付議のほか、町民意見提出制度により町民の意見等を聴くこととします。</p>
町民意見提出制度	<p>(1) 町民参加を必要とする政策等については、他の方法による町民参加を行う場合を除き、町民意見提出制度により町民の意見等を聴きます。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、広い範囲の町民に影響が及ぶ事項について複数の方法で町民参加の手続きを行うときは、その中に町民意見提出制度の実施を含めることを原則とします。</p>
その他の町民参加の方法	<p>(1) 住民説明会、ふれあいトーク、アンケート調査などにより町民参加を行うときは、対象の政策等、事案、実施日時及び場所、参加できる者の範囲など必要事項について、町民が検討する期間を設けて公表します。</p> <p>(2) 次の事項に該当する場合は、公聴会の開催を検討します。</p> <p>ア 政策等の処理方針の原案に対して、反対意見又は賛否の意見が存在すると認められる場合</p> <p>イ 政策等の案の処理方針を決定するに当たり、それらの意見の主張者から、意見の趣旨などを直接聴く必要があると認められる場合</p> <p>ウ 対象となる事項について町民の関心が高いなどにより、意見を聴く過程を広く町民に周知する必要があると認められる場合</p> <p>(3) 極めて早い時期から町民参加の手続きを行うことが適当と認められる場合には、ワークショップなど町民同士や町職員が自由な議論を行うことを通して合意形成を図るような方法を検討します。</p>

様式第 1 号 ( 第 1 6 条関係 )

住民投票請求書

年 月 日

清水町長 様

請求代表者 住所  
氏名 印  
( 電話番号 )

清水町まちづくり基本条例第 1 3 条第 1 項の規定により、別紙条例案を添えて住民投票を行うことを請求します。

請求の要旨 ( 1 , 0 0 0 字以内 )

様式第2号（第16条関係）

住民投票請求代表者証明書交付申請書

年 月 日

清水町長 様

住所  
氏名 印  
（電話番号）

清水町まちづくり基本条例施行規則第16条第1項の規定により、別紙のとおり住民投票請求書及び条例案を添えて住民投票請求代表者証明書の交付を申請します。

様式第3号(第16条関係)

住民投票請求代表者証明書

住所

氏名

上記の者は、住民投票請求代表者であることを証明します。

年 月 日

清水町長

印